

不祥事件のお詫び

組合員の皆様へ

NOSA I事業につきましては、日ごろより特段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、私どもの組合職員が旧下越農業共済組合において、平成20年6月から21年3月にかけて落雷による建物共済の保険金請求書を偽造し、建物共済金を詐取していたことが分かりました。

平成31年2月25日に発覚し、その後事実関係について調査を行い、被害総額は2,017,111円でありました。

処分につきましては、当該職員を平成31年4月24日付けで懲戒解雇いたしました。

日ごろから、組合では、コンプライアンスの徹底につとめ、適正な業務運営に取り組んできたところでありますが、組合員の皆様からの信頼を損なうこととなりました。心より深くお詫び申し上げます。

私ども組合役職員は、この度のことを厳粛に受け止め、今後二度とこのような不祥事件を起こさないよう、コンプライアンス態勢及び内部牽制機能を強化するとともに、徹底した再発の防止に取り組み、組合員の皆様からの信頼回復に向け、努めてまいります。

平成31年4月

新潟県農業共済組合

組合長理事 五十嵐 孝